# 利 用 者 の た め に

## Ⅰ　2023 年漁業センサスの概要

### １　調査の目的

2023 年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### ２　根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年５月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第５条第２項第１号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

### ３　調査体系

| 調査の種類 | | 調査の系統 |
|---|---|---|
| 海面漁業調査 | 漁業経営体調査 | 農林水産省－都道府県－市区町村<br>－統計調査員－調査対象 |
| | 海面漁業地域調査 | 農林水産省－民間事業者－調査対象 |
| 内水面漁業調査 | 内水面漁業経営体調査 | 農林水産省－地方組織－（統計調査員）<br>－調査対象 |
| | 内水面漁業地域調査 | 農林水産省－民間事業者－調査対象 |
| 流通加工調査 | 魚市場調査 | 農林水産省－民間事業者－調査対象 |
| | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 | 農林水産省－地方組織－（統計調査員）<br>－調査対象 |

### ４　調査の対象

(1)　海面漁業調査

ア　漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第５項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ　海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第２条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第２項の内水面組合（以下同じ。）

を除く。）をいう。）。

(2)　内水面漁業調査

ア　内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ　内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第２項に規定する内水面組合。

(3)　流通加工調査

ア　魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第１次段階の取引を行った魚市場。

イ　冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW（10 馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

## ５　抽出方法

(1)　海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2)　内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3)　流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

## ６　調査事項

(1)　海面漁業調査

ア　漁業経営体調査

(ｱ)　漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(ｲ)　個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ　海面漁業地域調査

(ｱ)　資源管理・漁場改善の取組

(ｲ)　会合・集会等の開催状況

(ｳ)　活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア　内水面漁業経営体調査

(ｱ)　漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(ｲ)　個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ　内水面漁業地域調査

(ｱ)　組合員数

(ｲ)　漁場環境

(ｳ)　遊漁の状況

(ｴ)　活性化の取組

(3) 流通加工調査
ア　魚市場調査
(ｱ)　魚市場の施設及び取扱高
(ｲ)　その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
イ　冷凍・冷蔵、水産加工場調査
(ｱ)　事業内容
(ｲ)　従業者数
(ｳ)　その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

## 7　調査期日

ア　海面漁業調査、内水面漁業調査
令和５年 11 月１日現在（一部の項目については、過去１年間（令和４年 11 月１日から令和５年 10 月 31 日）の実績）
イ　流通加工調査
令和６年１月１日現在（一部の項目については、令和５年 11 月１日現在又は過去１年間（令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日）の実績）

## 8　調査方法

(1)　海面漁業調査漁業経営体調査
統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。
なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。
また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2)　海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査
民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。
なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(3)　内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査
農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。
なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

## 9　集計方法

(1)　集計の実施系統
本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

(2)　集計方法
本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。
なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、
①　当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

| 区分 | 調査票配布数 | 有効回答数 |
|---|---|---|
| 海面漁業調査 | | |
| 漁業経営体調査 | 67,067 | 65,662 |
| 海面漁業地域調査 | 2,134 | 2,134 |
| 内水面漁業調査 | | |
| 内水面漁業経営体調査 | 4,178 | 4,076 |
| 内水面漁業地域調査 | 1,053 | 1,052 |
| 流通加工調査 | | |
| 魚市場調査 | 759 | 759 |
| 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 | 7,989 | 7,325 |

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

## 10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

## Ⅱ　用語等の解説

### (1) 漁業経営体調査

**海面漁業**
海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

**調査期日**
令和５年 11 月１日

**漁業経営体**
調査期日前１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。
ただし、調査期日前１年間における自営漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

**経営組織**
漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

**個人経営体**
漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

**団体経営体**
個人経営体以外の漁業経営体をいう。

**会社**
会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。
なお、特例有限会社は株式会社に含む。

**漁業協同組合**
水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第２条に規定する漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。
なお、水協法第 18 条第２項に規定する内水面組合は除く。

**漁業生産組合**
水協法第２条に規定する漁業生産組合をいう。

**共同経営**
２人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

**その他**
都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

**経営体階層**
漁業経営体が調査期日前１年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前１年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。

ア　調査期日前１年間の販売金額１位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

イ　アに該当しない経営体について、調査期日前１年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船１トン未満から動力漁船 3,000 トン以上の階層までの 16 経営体階層に区分。

なお、調査期日前１年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

**漁業層**

**沿岸漁業層**
経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

**海面養殖層**
経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

**中小漁業層**
経営体階層の動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を合わせたものをいう。

**大規模漁業層**
経営体階層の動力漁船 1,000 トン以上の各階層を合わせたものをいう。

**漁業種類**
漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54 種類）をいう。

**営んだ漁業種類**
漁業経営体が調査期日前１年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

| | |
|---|---|
| 漁獲物・収獲物の販売金額 | 漁業経営体が調査期日前１年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。<br>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。 |
| 出荷先 | 漁業経営体が調査期日前１年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。<br>なお、調査期日前１年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。 |
| 漁協の市場又は荷さばき所 | 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。 |
| 漁協以外の卸売市場 | 漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。 |
| 流通業者・加工業者 | 卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。<br>また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。 |
| 小売業者・生協 | スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。 |
| 外食産業 | レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。 |
| 消費者に直接販売 | 自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。 |
| 自営の水産物直売所 | 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。 |
| その他の水産物直売所 | 共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。 |
| 他の方法 | 移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。 |
| その他 | 上記以外に出荷した場合が該当する。 |
| 漁業従事世帯員（家族） | 個人経営体の世帯員のうち調査期日前１年間に漁業を行った人をいう。<br>なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。 |
| 漁業従事役員 | 団体経営体における調査期日前１年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。<br>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。 |
| 責任のある者 | 個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。 |
| 経営主 | 自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。 |
| 経営方針の決定参画者（経営主を除く） | 個人経営体の世帯員のうち、調査期日前１年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。 |
| 漁ろう長 | 団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。 |
| 船長 | 団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に定める資格を有している者をいう。 |
| 機関長 | 団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。 |
| 養殖場長 | 団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責 |

| | |
|---|---|
| | 任者をいう。 |
| その他 | 団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。<br>なお、役職についていない役員も含む。 |
| 陸上作業において責任のある者 | 管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。 |
| 漁業就業者 | 満 15 歳以上で調査期日前１年間に自営漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。 |
| 個人経営体の自家漁業のみ | 漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 漁業従事役員 | 前述の「漁業従事役員」に同じ。 |
| 漁業雇われ | 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 新規就業者 | 調査期日前１年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。<br>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前１年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。 |
| 11 月１日現在の海上作業従事者 | 満 15 歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。<br>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前 10 日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。 |
| 漁船 | 調査期日前１年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。<br>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。<br>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前１年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。 |
| 無動力漁船 | 推進機関を付けない漁船をいう。 |
| 船外機付漁船 | 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に１台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち１隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。 |
| 動力漁船 | 推進機関を船体に固定した漁船をいう。<br>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。 |
| 漁業の海上作業 | ア　漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含 |

む。）。
イ　定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。
ウ　地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
エ　漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。
オ　養殖業では、次の作業をいう。
(ｱ) 海上養殖施設での養殖
a　漁船を使用した養殖施設までの往復
b　いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し
c　採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
(ｲ) 陸上養殖施設での養殖
a　採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
b　養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
c　池又は水槽の見回り
d　給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
e　収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。
ア　漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
イ　漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
ウ　出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
エ　悪天候時の出漁待機
オ　餌の仕入れ及び調餌作業
カ　真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
キ　漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
ク　自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。
ケ　自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前１年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第１種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前１年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

第２種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前１年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

| | |
|---|---|
| 兼業の種類 | |
| 水産物の加工 | 水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。<br>他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。<br>なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。 |
| 漁家民宿 | 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第３者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |
| 漁家レストラン | 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |
| 遊漁船業 | 遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。<br>なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。 |
| 農業 | 販売することを目的に農業を行っている場合をいう。 |
| 小売業 | 自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。<br>なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。 |
| その他 | 上記以外のものをいう。 |
| 基幹的漁業従事者 | 各個人経営体における満 15 歳以上の自営漁業の調査期日前１年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。 |
| 世代構成別 | |
| 一世代個人経営 | 漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 二世代個人経営 | 一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 三世代等個人経営 | 一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 後継者 | 満 15 歳以上で調査期日前１年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。 |
| 大海区 | 海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。<br>全国を９区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図のとおり。 |
| 漁獲・収獲した水産物の輸出 | 調査期日前１年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。<br>「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。<br>ア　自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合<br>イ　自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していな |

かったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

| | |
|---|---|
| 水産エコラベル認証 | 水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。 |

ア　ＭＥＬ（日本；漁業・養殖）
Marine Eco-Label Japan
（水産エコラベル例）

イ　ＭＳＣ（英国；漁業）
Marine Stewardship Council
（水産エコラベル例）

ウ　ＡＳＣ（オランダ；養殖）
Aquaculture Stewardship Council
（水産エコラベル例）

エ　ＢＡＰ（アメリカ；養殖）
Best Aquaculture Practices
（水産エコラベル例）

オ　Ａｌａｓｋａ　ＲＦＭ（アメリカ；漁業）
Certified Seafood Collaborative
（水産エコラベル例）

| | |
|---|---|
| 漁業共済 | 漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。<br>・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済<br>・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済<br>・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済<br>なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。 |
| 積立ぷらす | 積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成 23 年３月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。 |

(2) 海面漁業地域調査

| | |
|---|---|
| 漁業地区 | 市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。 |
| 調査期日 | 令和５年 11 月１日 |
| 資源管理協定 | 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づき、資源管理計画を移行するため、国の「資源管理基本方針」及び「都道府県資源管理方針」に基づいて資源管理の目標を定め、都道府県の認定を受けたものをいう。 |
| 資源管理計画 | 国や都道府県が、今後の資源管理のあり方の基本方針として定めた「資源管理指針」に基づき関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに自主的に行う資源管理措置を内容として作成する計画をいう。 |
| 漁場改善計画 | 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第４条に基づき、漁協等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいう。 |
| その他 | 資源管理計画や漁場改善計画以外で、資源管理や漁場改善を目的とした漁協としての自主的な取組をいう。 |
| 漁業資源の管理 | |
| 漁獲(採捕・収獲)枠の設定 | 魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいう。<br>養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。 |
| 漁業資源の増殖 | 漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。 |
| その他 | 上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいう。 |
| 漁場の保全・管理 | |

| | |
|---|---|
| 漁場の保全 | 藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。 |
| 藻場・干潟の維持管理 | 藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいう。 |
| 薬品等の不使用の取組 | 漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいう。<br>なお、合成洗剤不使用も取組も含む。 |
| 漁場の造成 | 漁場の価値向上を図る取組をいう。 |
| 漁場利用の取決め | 漁場利用に関する取決めを行ったものをいう。 |
| その他 | 上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいう。 |
| 漁獲の管理 | |
| 法制度による規制 | 漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件、漁業権行使規則などに基づく規則をいう。 |
| 漁法（養殖方法）の規制 | 特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。<br>なお、養殖における養殖密度の規制はここに含む。 |
| 漁船の使用規制 | 使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。 |
| 漁具の使用規制 | 使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。 |
| 漁期の規制 | 漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。 |
| 出漁日数、操業時間の規制 | 出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。 |
| 漁獲（採捕・収獲）サイズの規制 | 採捕・収獲又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。 |
| 漁獲量（採捕量、収獲量）の規制 | 年間又は漁期間若しくは１日当たりの１経営体又は１漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。<br>養殖の場合は、１経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。 |
| その他 | 上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいう。 |
| 会合・集会等の議題 | |
| 特定区画漁業権・共同漁業権の変更 | 特定区画漁業権（組合管理漁業権として漁協及び漁連に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業（真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第３種区画漁業たる貝類養殖業」）及び共同漁業権（共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利）の変更について議題とした場合をいう。 |
| 企業参入 | 地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいう。 |
| 漁業権放棄 | 漁協が免許を受けている漁業権（定置漁業権、区画漁業権又は共同漁業権）の放棄（一部の区域に限る場合を含む。）について議題とした場合をいう。 |
| 漁業補償 | 漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいう。 |
| 地元地区の共用財産・共有施設の管理 | 地元地区の漁業者が共有している、漁港施設又は漁場の施設の管理について議題とした場合をいう。 |
| 自然環境の保全 | 藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいう。 |
| 地元地区の行事（祭り・イベン | 地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題と |

| | |
|---|---|
| ト等） | した場合をいう。 |
| その他 | 上記以外について議題とした場合をいう。 |
| 漁業協同組合が関係する活動 | |
| 新規漁業就業者・後継者を確保する取組 | 漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいう。 |
| ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動 | 海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等の回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいう。 |
| ６次産業化への取組 | 農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。 |
| ブルーツーリズムの取組 | 漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。<br>なお、余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問わない。 |
| 水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存 | 古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいう。 |
| 各種イベントの開催 | 上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいう。 |
| 漁業体験 | 地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。 |
| 魚食普及活動 | 水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのＰＲを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的とした、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのＰＲ等の活動をいう。 |
| 水産物直売所 | 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。 |

(3) 内水面漁業経営体調査

| | |
|---|---|
| 内水面漁業 | 内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいう。 |
| 調査期日 | 令和５年 11 月１日 |
| 内水面漁業経営体 | 共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前１年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。<br>なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。 |

| | |
|---|---|
| 経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 |
| 個人経営体 | (1)漁業経営体調査の「個人経営体」に同じ。 |
| 団体経営体 | (1)漁業経営体調査の「団体経営体」に同じ。 |
| 会社 | (1)漁業経営体調査の「会社」に同じ。 |
| 漁業協同組合 | 水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。 |
| 漁業生産組合 | (1)漁業経営体調査の「漁業生産組合」に同じ。 |
| 共同経営 | (1)漁業経営体調査の「共同経営」に同じ。 |
| その他 | (1)漁業経営体調査の「その他」に同じ。 |
| 個人経営体の専兼業分類 | (1)漁業経営体調査の「個人経営体の専兼業分類」に同じ。 |
| 漁業種類 | 湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11 種類）をいう。<br>ア　網漁業（５種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業<br>イ　その他の漁業（４種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業<br>ウ　養殖業（２種類）：魚類養殖、その他の養殖 |
| 営んだ漁業種類 | 調査期日前１年間に行った全ての漁業種類をいう。 |
| 養殖種類 | 内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（18 種類）をいう。<br>ア　食用（11 種類）：にじます、その他のさけ・ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（にじます、その他のさけ・ます類、その他）、その他<br>イ　種苗用（４種類）：さけ・ます類、あゆ、こい、その他<br>ウ　観賞用（２種類）：錦ごい、その他<br>エ　真珠（１種類）：真珠 |
| 営んだ養殖種類 | 調査期日前１年間に行った全ての養殖種類をいう。 |
| 湖沼漁業の湖上作業 | 湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。<br>ア　船漁業では、漁船の航行、漁ろう等の作業。<br>イ　定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁ろう、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。<br>ウ　地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁ろう作業及び陸上の引き子の作業。<br>エ　船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を採る作業。<br>オ　養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収穫物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事） |
| 湖沼漁業の湖上作業従事者 | 満 15 歳以上で、日数にかかわらず調査期日前１年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。 |
| 養殖作業 | 養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。 |

| | |
|---|---|
| 養殖業従事者 | 満 15 歳以上で、日数にかかわらず調査期日前１年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。 |
| 新規就業者 | 個人経営体のうち、調査期日前１年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 |
| 保有漁船 | 調査期日前１年間に使用した漁船のうち、調査日現在で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。 |
| 無動力漁船 | (1)漁業経営体調査の「無動力漁船」に同じ。 |
| 船外機付漁船 | (1)漁業経営体調査の「船外機付漁船」に同じ。 |
| 動力漁船 | (1)漁業経営体調査の「動力漁船」に同じ。 |
| 後継者 | (1)漁業経営体調査の「後継者」に同じ。 |
| 養殖池数 | 養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収獲時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。<br>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。<br>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。 |
| 養殖面積 | 養殖池の面積をいう。<br>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。 |
| 漁獲物の販売金額 | 調査期日前１年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収獲物を含む。 |
| 収獲物の販売金額 | 調査期日前１年間に内水面養殖業の収獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。 |

(4) 内水面漁業地域調査

| | |
|---|---|
| 調査期日 | 令和５年 11 月１日 |
| 遊漁承認証 | 内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。 |
| 他の地域との交流活動の取組 | 調査期日前１年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。 |
| 漁業体験 | (2)海面漁業地域調査の「漁業体験」に同じ。 |
| 魚食普及活動 | (2)海面漁業地域調査の「魚食普及活動」に同じ。 |

(5) 魚市場調査

| | |
|---|---|
| 調査期日 | 令和６年１月１日 |
| 魚市場 | 調査期日前１年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第１次段階の取引を行った市場をいう。 |
| 水産物の品質・衛生管理機器 | |
| 海水殺菌装置 | 海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。 |
| 砕氷･製氷機 | 魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。<br>なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。 |
| 脱臭装置、排ガス処理装置 | 建物内の空気の清浄を目的とした装置。 |
| 水産加工機器 | フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。 |
| その他 | 機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。 |
| 水産物卸売業者 | 水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。 |
| 水産物買受人 | 水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。 |
| 産地出荷業者 | 水産物卸売業者から水産物を買い受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。 |
| 加工業者 | 水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。 |
| その他 | 上記以外の水産物買受人をいう。 |

(6) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

| | |
|---|---|
| 調査期日 | 令和６年１月１日 |
| 冷凍・冷蔵工場 | 陸上において主機 7.5kW（10 馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前１年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。<br>なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。 |
| 水産加工場 | 販売を目的として調査期日前１年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。 |
| 事業所の形態 | |
| 個人 | 個人が事業所を営んでいる場合をいう。 |
| 会社 | (1)漁業経営体調査の「会社」に同じ。 |
| 漁協、漁連、生 | 水協法第２条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。 |

| | |
|---|---|
| 産組合<br>水産加工組合、加工連 | 水協法第２条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。 |
| その他の組合 | 名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。 |
| その他 | 上記のいずれにも該当しないものをいう。 |
| 常時従業者 | 以下のア～エのいずれかに該当する者をいう。<br>ア　個人事業主及び無給の家族従業者<br>イ　有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者）<br>ウ　雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者）<br>エ　出向・派遣受入者<br>なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。 |
| うち、雇用者 | 常時従業者のうち雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている者）に該当する者をいう。 |
| その他 | 常時従業者以外の従業者で、１か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者等をいう。 |

## Ⅲ　利用上の注意

### １　表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「０」：　単位に満たないもの
「－」：　事実のないもの
「…」：　事実不詳又は調査を欠くもの
「ｘ」：　個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「△」：　負数又は減少したもの
「nc」：　計算不能

### ２　秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が２以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「ｘ」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「ｘ」表示としている。

### ３　消費税の取り扱い

公表資料にある年間取扱金額には、消費税を含んでいる。

### ４　ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/

## ５　大海区区分図

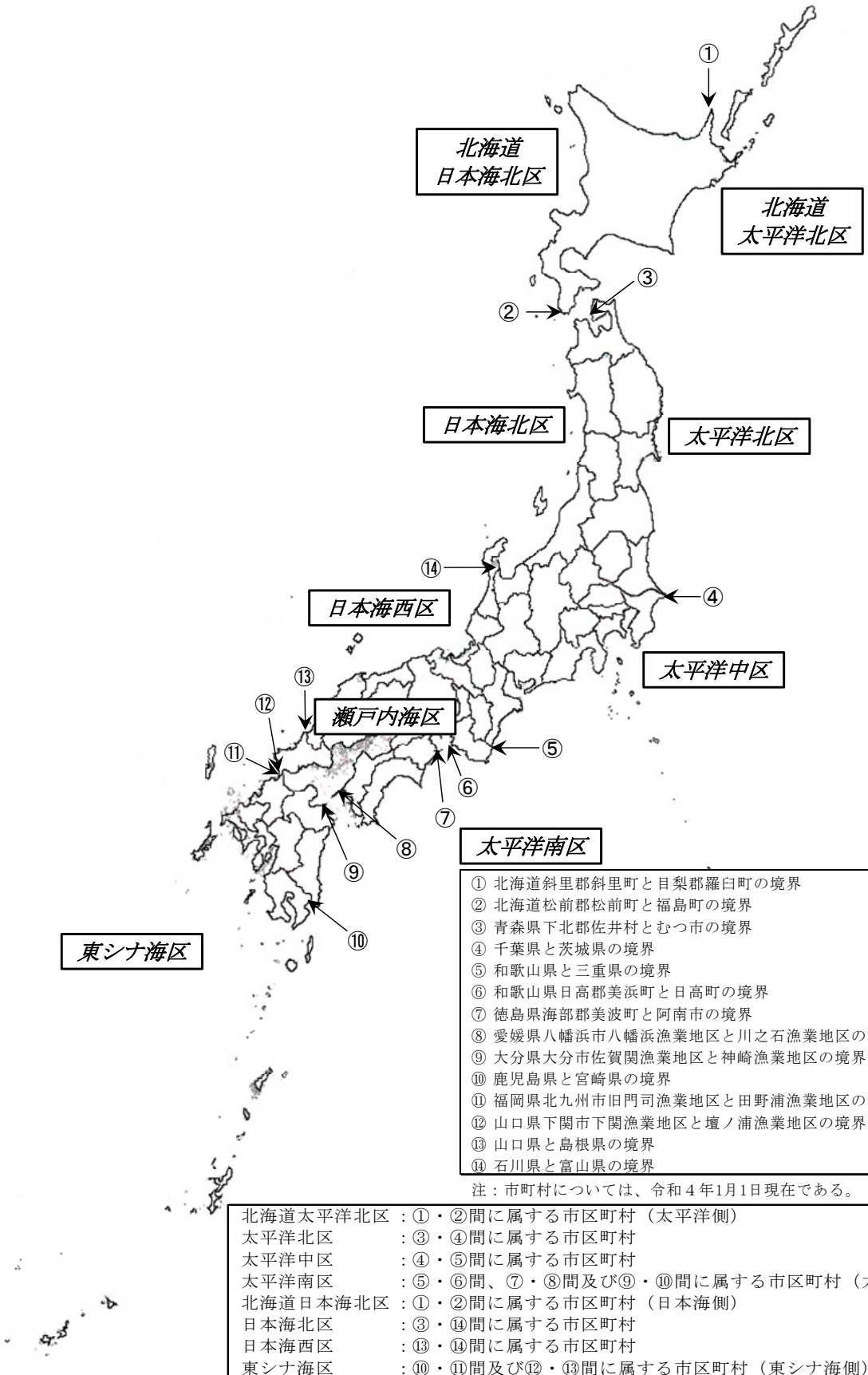


① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
④ 千葉県と茨城県の境界
⑤ 和歌山県と三重県の境界
⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
⑬ 山口県と島根県の境界
⑭ 石川県と富山県の境界

注：市町村については、令和４年1月1日現在である。

| | |
|---|---|
| 北海道太平洋北区 | ：①・②間に属する市区町村（太平洋側） |
| 太平洋北区 | ：③・④間に属する市区町村 |
| 太平洋中区 | ：④・⑤間に属する市区町村 |
| 太平洋南区 | ：⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側） |
| 北海道日本海北区 | ：①・②間に属する市区町村（日本海側） |
| 日本海北区 | ：③・⑭間に属する市区町村 |
| 日本海西区 | ：⑬・⑭間に属する市区町村 |
| 東シナ海区 | ：⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県 |
| 瀬戸内海区 | ：⑥・⑫間、⑦・⑧間及び⑨・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側） |

## Ⅳ　2023年漁業センサスの主な改正点

2023年漁業センサスの実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

### １　海面漁業調査

(1)　漁業経営体調査

ア　輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を新たに把握した。

イ　水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証の取得状況について新たに把握した。

ウ　漁業経営体における、漁業共済及び漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）の加入状況について新たに把握した。

エ　漁業経営体が営んだ漁業種類について、①「１そうまき近海かつお・まぐろ」と「１そうまきその他」を「１そうまきその他」に統合、②「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を「遠洋・近海いか釣」に統合、③「その他の魚類養殖」に含めていた「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離した。

(2)　海面漁業地域調査

ア　漁業法の改正により、新たな制度である「資源管理協定」を新しく取組区分に追加し把握した。

イ　輸出実態を把握するため、漁業協同組合が行った輸出販売金額について新たに把握した。

### ２　内水面漁業調査

(1)　内水面漁業経営体調査

ア　輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を、湖沼漁業及び養殖業別に新たに把握した。

イ　水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証の取得状況について新たに把握した。

ウ　営んだ養殖種類について、「海水魚種（ひらめ等）」に含めていた「にじます」及び「その他のさけ・ます類」を分離した。

(2)　内水面漁業地域調査

輸出実態を把握するため、漁業協同組合が行った輸出販売金額について新たに把握した。

### ３　流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

(1)　輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を新たに把握した。

(2)　水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証（流通加工段階認証）の取得状況について新たに把握した。

## Ⅴ　お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班
電話：（代表）０３－３５０２－８１１１　内線３６６０
（直通）０３－３５０２－８４６７

※　当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html